

「内灘町男女共同参画まちづくり条例」の概要



1、 目的

自立し主体性を持つ男女が互いにその生き方を尊重し合い、あらゆる分野に参画でき、だれもが生き活きと輝いて暮らせるまちづくりを目的とするものです。

2、 条例の基本理念（第3条）

男女共同参画を進めるにあたり、5つの基本理念を定めました。

- ① 一人ひとりが性別による差別を受けず、個人として尊重されること
- ② 男女が個人としての能力や個性を発揮でき、多様な生き方が選択できること
- ③ 男女が社会での対等な構成員として、町の政策や事業者その他の団体の方針などの立案決定に共同し参画する機会が確保されること
- ④ 男女が、家族の相互の協力と社会の支援の下、家庭生活や仕事、地域活動等に参画できること
- ⑤ 互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利が尊重されること

3、 条例の特徴

- 町・町民・事業者の責務を明確にしました。
- あらゆる分野での活動に、男女間に参画の機会に格差がある場合、町は事業者と町民と協力し積極的改善措置を講ずるよう努めます。
- 町が設置する附属機関等の委員の男女のどちらか一方が10分の4未満にならないよう努めます。
- 事業者から職場の男女共同参画の状況について報告を求めることができます。また、その情報を公表したり、事業者への情報提供を行うことができます。
- 行動計画を策定又は変更するときは、町民や事業者の意見を反映するよう努めます。また、内灘町男女共同参画推進委員会の意見を尊重します。
- 必要な財政上の措置等に努めます。